

○ 栃木県警察犯罪捜査規程の全部を改正する訓令の施行について（例規通達）

平成12年9月18日

栃捜一第12号

（概要）

本通達は、栃木県犯罪捜査規程（昭和38年栃木県警察本部訓令第13号）の全部を改正し、平成12年10月1日から施行することに伴い、改正の趣旨、要点及び解釈上の配意事項について定めたものである。